

## 休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

## ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

## ■ 貸付上限額

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方については20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

## ■ 据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

## ■ 償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

## ■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

## ■ 申込先

広川町社会福祉協議会

☎0943-32-3768

## 失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

## ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

## ■ 貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

## ■ 据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

## ■ 償還期限

10年以内

## ■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

## ■ 申込先

広川町社会福祉協議会

☎0943-32-3768

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。